

## 名古屋家庭裁判所委員会(第2回)議事概要

### 1 日時

平成16年5月20日(木)午後1時30分から午後4時まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室(7階)

### 3 出席者

(委員) ○委員長

川上委員, 川本委員, 鈴木委員, 武井委員, 山本委員, 横山委員, 若松委員, 村松委員, 南部委員, ○福田委員, 徳永委員

(事務担当者)

三木事務局長, 石井首席家庭裁判所調査官, 岡庭家事首席書記官, 坂井少年首席書記官, 寺川総務課長, 伊藤家事訟廷管理官, 秋元主任家庭裁判所調査官, 徳田総務課庶務係長

### 4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員名簿変更等連絡

(4) 事前に配布してあった「人事訴訟事件の家庭裁判所への移管について」, 「成年後見制度(後見センター)について」の概要について, 岡庭家事首席書記官が説明。

(5) 庁舎見学

ラウンドテーブル法廷(6階), 1号法廷(2階), 後見センター(1階)

(6) 意見交換

テーマ「家事事件の最近の動向について」のうち, 特に人事訴訟事件の家庭裁判所移管と後見センターについて意見交換を行った。発言の要旨は別紙のとおり

(7) 次回の意見交換のテーマの選定

「家庭裁判所が行う少年に対する保護的措置の在り方について」

(8) 次回期日

平成16年11月9日(火)午後1時30分

(9) 閉会

(別紙)

(委員長)

- ・人事訴訟事件及び後見制度（後見センター）に関して、意見交換を進めていきたい。

(委員)

- ・後見人は、配偶者になる場合が多いのか。

(説明者)

- ・身内の者になる場合が多い。

(委員)

- ・第三者が後見人になる場合、どのような人になるのか。

(説明者)

- ・弁護士が後見人になる場合が多い。

(委員長)

- ・本人にあまり財産がない場合、費用の問題から弁護士を後見人に選ぶことができないことがある。

(委員)

- ・誰が後見人になるか争いがある場合、申立人は、すべての人の同意を取った上で申し立ててくるのか。

(委員)

- ・親族の同意は申立ての要件ではない。受理後、裁判所において親族に対し照会をしており、申立人が挙げた後見人候補者について、あまり反対が多い場合には後見人としてふさわしくないとして第三者を選任する場合もある。

(委員)

- ・後見センターを見学してみて、書記官と家庭裁判所調査官が同室で連携して処理することは画期的だと感じた。国民からは裁判の適正だけでなくスピードを求められる時代であり、今後ますます職種間の有機的な連携を密にし、受理時面接等を活用し、利用者の負担を軽減させてほしい。

(委員長)

- ・後見事件に関して、病院や施設からの集団申立てについても若干説明を加えてほしい。

(説明者)

・岡崎支部，半田支部において集団申立ての事例がある。また，現在，半田支部において集団申立てに関する相談を受けており，7月頃の申立てが予想されている。

(委員長)

・契約関係が重視されてきたことを受けて後見事件の申立てが増加している。

(委員)

・後見人に親族が選任されることが多いというが，親族だからこそ本人を乱暴に扱うこともあるのではないか。例えば，看護師の資格を持っていて親身に対応してくれる人を後見人に選任することはないのか。本人調査を省略するというのはいかがか。

(委員)

・本人調査を省略するのは，本人が植物状態の場合とか，聞いても答えられない場合であり，意思表示ができる場合には本人調査をしている。後見事務は，財産管理と身上監護の問題があるが，現在の運用は財産管理が中心となっている。将来的には身上監護にも重点を置いていくことになるかも知れない。

(委員)

・後見人選任後，管理において好ましくない事態が生じた場合にはどうなるのか。本人が意思表示できる場合には，本人の意見を聞くことも必要ではないか。

(委員長)

・そのような不正が生じた場合には，裁判所としては，後見監督人の選任や後見人を変えるなどの対応をすることになる。

(委員)

・後見開始等事件は，本人が相当程度心身共に弱ってから申立てがなされる場合が多いため，本人から後見人を変えてほしいという申立てはない。

(委員)

・申立てが原則だとしても，定期的に年1回くらいは，直接本人に面接するなどのフットワークの軽さが必要になってくるのではないか。

(委員)

・禁治産，準禁治産との違いはどのようにになっているのか。

(説明者)

・判断能力の差によるものである。後見は判断能力が全くない場合、保佐は著しく不十分な場合、補助は不十分な場合である。禁治産、準禁治産に該当しない場合でも補助に該当する場合がある。

(委員)

・施設職員から「どうして身内の者が本人の金を使うことが問題になるのか。」と言われたことがある。そこで、集団申立てをするようになった経緯を知りたい。

(委員)

・法律の理念が措置から契約へ変わった関係で、入所契約をきちんとしておこうということで集団申立てをするようになったと思う。

(委員)

・先程の施設においても契約はあるが、それでも身内の者が本人の金を使うことについて問題意識すら持っていない。施設の職員への啓もうが必要ではないか。

(委員)

・後见人候補者には面接の際に説明している。

(委員)

・参与員選考の経緯について伺いたい。

(説明者)

・青年会議所、商工会議所、教育関係団体、更生保護関係団体、建築関係団体、社会保険関係団体等に推薦依頼をし、このうち一部の団体から推薦をいただき、その中から参与員となるべき者を選任している。

(委員)

・参与員も重要な役割を担うと思うが、一般的に人は感情に流されやすく、パフォーマンスに弱いので、一般人が裁判手続に入っていくことの弊害はないか。アメリカなどでは陪審制の弊害をニュースで見聞きするがいかがか。

(委員)

・家庭裁判所では、以前から調停委員や参与員として民間の人を活用してきた。参与員は裁判員のように事件1回だけの関わりではなく、任期中に何件かやっただく中で感覚をつかんでいただけるのではないかと考えている。また、参与員は意見を言うだけで評決権はないので、アメリカの陪審制のような極端な例にはならないと思う。

(委員)

・ 参与員は裁判官に意見を述べるができるというが、最終的な結論部分に重点をおいているか、あるいは事実認定の部分についても意見を述べるのか。

(委員)

・ その両方について述べるができる。

(委員長)

・ 裁判所には、これまでの蓄積されてきたものがあるが、反面、硬直化してきた面もある。参与員から新鮮な意見を言ってもらうことはいいことではないかと思う。

(委員)

・ 人はバックグラウンドがそれぞれ違う。それぞれの価値観に基づく意見が裁判の場で表明されることの弊害はないか。

(委員)

・ 参与員の経歴を知る方法はあるか。

(委員)

・ その方法はない。

(委員)

・ 例えば、夫婦喧嘩で刃物を持ち出したとしてもその後すぐに仲良くなる夫婦もいるので、私は特に驚かないが、一般の人には非常に驚く人も思う。弁護士として事件に携わる場合には、尋問の方法や内容等も従前より手間がかかるかも知れないし、参与員が偏見や誤解を抱かないようにするため当事者を教育する必要がある、訴訟のやり方が変わってくるのではないかと思う。

(委員)

・ 団体からどのような人が推薦されているのか気になる。豊かな知性や感情を持つ人を選ぶという姿勢が大事だと思う。

(委員長)

・ 参与員にどのような人を選任すべきか。参与員の意見を裁判にどう反映していくのか。忌憚のない意見を伺いたい。議論を明確にする意味で、確認しておきたいが、裁判員制度では、裁判員は裁判官と同等の評決権を有しているのに対し、参与員は自分の持っている参考意見を述べることはできるが、

それを採用するかどうかは裁判官に委ねられているという違いがある。秘密の保持や述べた意見が外部に出るということがない点はいずれも同じである。

・やる気のある方にどうしたら参加してもらえるのかという視点ではどうか。  
(委員)

・推薦があった場合には、経歴をよく調べる必要があると思うが、日本社会の通例として、依頼したところから推薦された人を拒否できない場合が多いと思うが、バックグラウンドを調べてから選任することが必要ではないか。

(委員)

・裁判の利用者からアンケートや意向調査により検証した上で、参与員の人選はどうあるべきかを検討していくべきであると思う。

(委員長)

・これまでの選考方法について、その経緯を説明してほしい。

(委員)

・外部の団体から推薦を受けた参与員をメインとして、その他調停委員からも参与員に選んだ。任期は1年であるが、3年くらいはやってもらいたいと考えている。

・関与する事件としては、主に離婚事件で、破綻の有無、慰謝料額、有責性の有無、親権者はどちらが適切かといった意見を徴することになる。

(委員長)

・選任に当たっては、裁判所において組織する選考委員会で書類選考のうえ、面接を実施している。推薦依頼した団体には、あらかじめ選考試験を行うことも伝えてある。

(委員)

・当事者によっては、皆に聴いてほしい人と余計な人に聴いてもらいたくない人と二者があると思う。参与員の関与を希望しない者もいると思うが、当事者双方が参与員の参加を望まないという上申をした場合には尊重されるのか。

(委員)

・実際には運用の中で判断していくことになる。

(委員長)

・利用者の意見を聴くということについて、工夫や知恵はないか。

(委員)

・調停委員をしているが、調停委員に対する苦情も含めた利用者の意見を調

停委員控室に掲示し、今後の調停に活かしてもらう工夫をしている。参与員も利用者である当事者や弁護士の意見を聴く必要があると思う。

(委員)

・参与員の氏名は調書に記載されるのか。

(委員)

・記載される。

(委員)

・停委員をしているが、当事者の中には、名乗らないのは失礼ではないかと苦言を呈する方もいる。参与員も名乗るべきではないか。

(委員長)

・氏名を明らかにすることで弊害もあり得る。名を明らかにしてほしくない参与員もいると思う。一般国民が参加しやすい参与員制度の見地からどのようにしたらよいか。

(委員)

・名乗らない人の意見が尊重できるのか。参与員として参加したいと思うのなら名乗るべきだと思う。

(委員)

・裁判所が一般的な国民の意見、常識的な意見を何故必要とするのかという素朴な疑問がある。また、一般的意見というのは、実体があるのではなく、多種多様であり、それを担保するには公開の原則の下に意見を述べる必要があると思うが、一方で人事訴訟事件で扱う内容は、極めて個人的な情報であり、本来公開を望まない案件のため、公開の原則を維持しながら、参与員の役割を求めるのは、矛盾するようにも思える。

(委員)

・氏名については、調停では、調停委員個人が行うものではなく、裁判官1人、調停委員2人で構成される調停委員会が行うものであるから、名乗らなくてよいと考える。氏名を知りたいという目的はいろいろあるので、名乗るかどうかはケースバイケースではないか。参与員の問題としては、名前を明らかにするのは適当ではないと思う。

(委員)

・利用者から見れば、参与員は名乗った方がよい。

・参与員は、ボランティア経験を資格要件とし、そういった人を登録し、そ



の中から選択することが必要ではないかと思う。

・後見制度については、契約で騙されないようにするために、公証人のような法律関係の職務を経験し、そこを退職したような人がよいのではないか。高齢者や知的障害者について、公の後見人というのを選べるようにならないか。

(委員長)

・第三者後見人の事例としてはどのようなものがあるか。

(説明者)

・どのような後見事務が求められるかによって異なるが、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、名古屋にはないが家庭裁判所調査

OBで構成される社会問題情報センター（FPIC）から推薦を受けた者が選任される場合がある。

(委員)

・各種相談機関があるが、そこで相談員の経験のある人を選んではどうか。

(委員長)

・司法制度改革における検討では、裁判員制度は賛否の立場に分かれて大いに議論されたが、参与員制度に関しては賛成する人ばかりで反対がなかった。本日の話を伺うと委員からやや消極的な意見も聴かれたように思う。裁判所としては、透明性という点では、参与員制度はよい制度だと思うが、その点はいかがか。

(委員)

・家庭裁判所には、家庭裁判所調査官という様々な事例に関わっている専門家がいます。あえて素人である参与員を参加させることに意味があるのかと思う。

(委員)

・裁判所は怖いところであってほしいし、裁判官は怖い人であってほしい。当事者の間に、裁判所に来ることは、怖くて恥ずかしいことだという意識があると、自分たちで解決する努力をするが、裁判所が身近かになりすぎると、裁判所を気楽に利用し、自助努力を惜しむ風潮につながるのではないか。すべての機関が国民に親しまれる必要はなく、参与員についても、運用してみて、良い点、悪い点が出てくると思うが、司法の方向性としては、国民の声を無視してやればよいと思っている。大多数の国民は声を挙げないというこ

とを理解してほしい。声を挙げる人の意見は強烈な意見であり、それに合わせて制度を変えてしまうと非常に恐ろしいことになると思う。

(委員)

・裁判所は法律を基にして判断する。一般国民は、法律がどのように運用されているかよく分からない。法律がよく分からないと意見を言えないと思う。参与員に対し、法律を分かりやすく説示する必要がある。

(委員)

・家庭裁判所は、個人的レベルの話を取扱うものであり、そこで参与員が意見を述べるのは余計なお世話と思うこともあり、難しい面もあると思う。しかし、国民参加という視点で見れば、今の制度は必要でありながら国民の関心がない状況なので、国民をそういう立場に押しやることも必要ではないか。

(委員)

・保護司会としては、関心、意欲、熱意のある人を推薦した。若い人は意欲があるが、何分初めてのことなので戸惑いはあった。

(委員)

・本日、法廷や後見センターを見学をさせてもらい、家庭裁判所を非常に身近に感じた。一般の人にも家庭裁判所のことを広く知ってもらいたい。